

万一の高病原性鳥インフルエンザ等の発生に備えて

家畜防疫互助事業 にご参加を！



養鶏・その他家きん農家の皆様へ

本事業は、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが万一発生した場合、安心して経営の安定を維持・継続することができるように、生産者が自ら積み立てを行い、発生農場が経営再開までに要する経費等を相互に支援する仕組みに、国（独立行政法人農畜産業振興機構）が補助を行うものです。

早めに参加して、経営に安心を!!

一般社団法人 日本養鶏協会

〒104-0033 東京都中央区新川2-6-16 馬事畜産会館内
TEL 03 (3297) 5515 FAX 03 (3297) 5519

事業の概要

- 本事業は、一般社団法人日本養鶏協会（以下、当協会）が独立法人農畜産業振興機構（以下、機構）に選定され実施する、国の補助事業です。
- 国内の鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥及びだちょう（以下、鶏及びその他家きん）を飼育する生産者の方は、どなたでも事業に参加できます。ただし、契約締結時点で家畜伝染病予防法（以下、「家伝法」）に基づき、移動制限等が既に実施されている区域の生産者は加入できません。
- 加入者は、家伝法第12条の3に基づき、家畜の所有者として、飼養衛生管理基準を遵守しなければなりません。なお、契約時の対象農場は、同条の4に基づく定期報告と同一の農場ごとに申し込みいただきます。
- この事業の対象となる家畜伝染病は、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下、鳥インフルエンザ等）です。
- 生産者が納付した生産者積立金は、鶏及びその他家きん生産者基金で管理します。鳥インフルエンザ等が発生した場合は、本基金と機構からの補助金を合わせ、これを原資に互助金が交付されます。

第9期（令和6年度～令和8年度）制度上の主要改正点

- ✓ **“単年度制”への移行** 1年度ごとに生産者積立金を積み立て、その年度に発生した対象疾病に対する互助金の交付はこの積立金を限りとして行います（基金の規模を超えて互助金の交付が見込まれる場合も、今後追加の積立てを求めることはせず、一律割合で均しく減額し交付を行います）。☞ 6参照
なお、毎年度末には、当年度分の最大交付額が想定できることから、それを基に最終的な生産者積立金に余剰が見込まれる場合には、暫定的な返戻を行う方向で検討を進めています（翌年度の生産者積立てと時期が重なれば、返戻金額を差引き払込み可能とする等、参加者の負担軽減に配慮）。☞ 6参照
また、移行に伴い、契約関係は、第9期共通の基本的事項を定める基本契約と各年度における対象農場及び羽数等、個別条件を定める年次契約によるものとし、それぞれ様式を見直しました。☞ 1、2参照
- ✓ **育成鶏日齢の上限設定** 採卵鶏及び種鶏の育成鶏日齢は、参加者が契約において任意に設定いただきます。☞ 7参照
- ✓ **互助金交付申請の期限** 対象疾病発生後、互助金の交付申請を行う期限が新たに設けられることになりました。☞ 8参照

※ 第8期からの変更点は、以降の説明でも、赤字/下線で表示しております。

1. 事業の制度、参加

- 本事業の制度については、機構の「畜産経営災害等総合対策緊急支援事業実施要綱」別添5の2(以下、「実施要綱」)、これに基づく業務運営に関しては、当協会の「家畜防疫互助基金支援事業業務方法書」(以下、「業務方法書」)をご参照ください。
- 「実施要綱」及び「業務方法書」に従い、「家畜防疫互助金交付基本契約書」(以下、「基本契約書」)及び「家畜防疫互助金交付年次契約申込書」(以下、「年次契約書」)を当協会と取り交わすことによって、本事業にご参加いただけます。
 - 「基本契約書」 第9期中の対象3年度に共通適用される基本的条件を規定
 - 「年次契約書」 各年度の対象農場・鶏種・羽数等の個別加入条件を規定上記文書・様式は、当協会HP(<https://www.jpa.or.jp/prevention/index.html>)にも掲載しておりますので、ご参照ください。

2. 契約の期間

- 契約の期間は、「基本契約」は締結から対象3年度の各事業が全て終了するまで、「年次契約」は申込の承諾から対象年度の事業が終了するまでとなります。
より具体的には、加入を希望する生産者(以下、加入申込者)が、当協会の案内に従い特定期限内に「基本契約書」及び「年次契約申込書」(両者を合わせ、以下、加入契約書)の締結を完了し、当協会が別途個別に指定する期日までに生産者積立金を納付した場合は、この契約書締結日を契約の始期とします。納付が期日に遅延すると、当該納付日が契約始期となりますので、ご注意願います。
- 前年度から(令和6年度の場合は第8期から)継続して事業に参加する生産者(以下、継続事業参加者)の場合には、契約始期の扱いにつき特例を設けていますので、詳細は加入契約書を十分ご確認ください。

3. 参加対象者

- 国内の鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥及びだちょうの飼養者が対象者となります。
- 家伝法に基づく飼養衛生管理基準を遵守していることが、事業参加の前提となります。

4. 鶏の契約区分、企業型について

- 対象家さんの内、鶏については、契約時に企業型/家族型いずれかの区分を選択して加入いただきます。
- 企業型については、対象疾病発生後も雇用が確保されることを趣旨としていることから、加入時に雇用実態があり、且つ発生から経営再開まで一定の雇用が維持されることを加入の条件としており、常時雇用する従業員（生計を一にする者を除く）の数が1人以上の事業主または会社が対象となります。
- 企業型の加入条件に該当する場合であっても、家族型としての加入は可能です。
- 事業参加者は、事業実施期間において、同一年度内につき1回に限り、契約区分（家族型/企業型）を変更することができます。

5. 対象農場、契約羽数

- 互助金は、契約羽数を上限として支払われるため、対象年度(1年間)において契約農場ごとに飼養が見込まれる羽数で申し込んでください。
- 複数の農場で飼養している場合は、「家伝法」に基づき管轄都道府県知事に対して行う、飼養及び衛生管理状況等に係る定期報告等と同一の農場単位で区分し飼養羽数を申告いただくこととなります（鳥インフルエンザ等発生時の防疫措置における対象農場との齟齬から生ずる契約トラブルを避けるため、非常に重要なポイントです）。
- 契約羽数は、毎年度途中で見直し（羽数変更）が可能です。ただし、契約羽数を減らしても、その分の既積立金は返還されませんので、ご注意ください。

6. 生産者積立金の納付

- 加入時に納付する生産者積立金の額は、毎年度、生産者積立金の所定単価に契約羽数を乗じて求め、当協会の請求に基づいて納付していただきます。
- 仮に、鳥インフルエンザ等の発生状況等により、互助金支払い総額に対して生産者積立金総額が不足することになったとしても、追加の積立てを行うことはありません。このような場合、互助金を一律の割合で均等に減額し、積立金総額の範囲内で交付することになりますので、ご承知おきください。
- 毎年度初の積立て時に、前年度の返戻が見込める場合はこれを差引いた残額のみ納付を可能とし、負担軽減を図ることも検討中です（毎年募集時に都度案内）。

7. 生産者積立金の単価

- 国内外の鳥インフルエンザ等の発生状況も踏まえ、適正な基金規模を維持するよう、単価を設定しております。鶏及びその他家きんの種類ごとの生産者積立金の単価(令和6年度適用)は以下のとおりです。

鶏(家族型)	採卵鶏(成鶏)	1羽当たり	6円
	採卵鶏(育成鶏)	1羽当たり	3円
	肉用鶏	1羽当たり	0.2円
	種 鶏(成鶏)	1羽当たり	8円
	種 鶏(育成鶏)	1羽当たり	4円
鶏(企業型)	採卵鶏(成鶏)	1羽当たり	8円
	採卵鶏(育成鶏)	1羽当たり	4円
	肉用鶏	1羽当たり	0.3円
	種 鶏(成鶏)	1羽当たり	12円
	種 鶏(育成鶏)	1羽当たり	5円
う ず ら		1羽当たり	1.5円
あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥		1羽当たり	2円
だちょう		1羽当たり	190円

- ※ 当期より、採卵鶏及び種鶏の育成鶏に係る日齢上限は、年次契約において加入者が自己申告で設定することになりました。

8. 互助金の交付と申請

- 経営支援互助金は、鶏及びその他家きんの種類ごとの交付単価及び契約羽数を上限として、殺処分羽数又は導入計画羽数のいずれか少ない羽数に基づき交付されます。契約羽数は、対象疾病発生年度の年次契約で定めますが、継続事業参加者の場合の特例がありますので、詳細は加入契約書をご確認ください。
- 互助金交付額認定委員会において、互助金交付額を認定した上で、互助金が支払われます。ただし、早期通報や飼養衛生管理基準の遵守を怠る等法令に違反した場合には互助金が支払われない場合や減額される場合(例:「家伝法」に基づく「へい殺等手当金等」交付における減額割合も参照)があります。
- 交付を受ける場合は、当協会の手続に従い、必要書類を添え所定の様式を用いて申請を行っていただきます。当期より、互助金の交付申請に期限が設けられましたので、特にご注意が必要です。原則、発生した年度内としますが、一定の要件に基づき、最長で対象疾病が発生した年度の翌々年度末まで(令和6年度の発生は最長で令和8年度末まで)申請が猶予されます。

9. 互助金の種類と交付単価

経営支援互助金

契約対象農場において、該当農場の経営を再開する場合に、家畜の導入を完了するまでに要する空舎部分の固定経費等を支援

焼却・埋却等互助金

殺処分した鶏及びその他家きんを焼却・埋却等するために、生産者自ら負担したその経費を支援

互助金の種類と交付上限単価（1羽当たり単価の算定限度額）は以下のとおりです。

家畜の種類		経営支援互助金	焼却・埋却等互助金
鶏（家族型）	採卵鶏（成鶏）	790円	80円
	採卵鶏（育成鶏）	370円	
	肉用鶏	25円	
	種 鶏（成鶏）	1,020円	
	種 鶏（育成鶏）	470円	
鶏（企業型）	採卵鶏（成鶏）	970円	
	採卵鶏（育成鶏）	450円	
	肉用鶏	30円	
	種 鶏（成鶏）	1,300円	
	種 鶏（育成鶏）	600円	
う ず ら		200円	
あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥		320円	
だちょう		31,900円	3,520円

10. 互助金単価算定について

- 互助金単価は、交付上限単価の枠内で、機構の所定計算式に互助金交付の申請書類で示される諸データを代入して算定します。申請書類が揃いませんと互助金単価/交付額が定まりませんので、ご理解とご尽力をお願い申し上げます。

11. 加入手続き

- 加入申込者は、「基本契約書」及び「年次契約書」を当協会に提出します。
- 申込みを受けた当協会は、交付契約を締結し、生産者積立金の支払いを請求します。その際、積立金合計額に対し業務運営事務手数料（4%相当）を申し受けるものとし、併せ請求させていただきます。
- 加入申込者は、当協会が指定する口座及び期日（請求書に個別記載）に生産者積立金等を納付します。